

自賠責保険基準料率に関する届出のポイント

損害保険料率算出機構は、平成 23 年 1 月 18 日、自動車損害賠償責任（自賠責）保険の保険料率の基準となる料率（基準料率）を、平成 23 年 4 月 1 日以降に保険期間が始まる契約について、平均で 11.7%※引き上げを金融庁長官に届け出ました。

※ 引上率は用途・車種等によって異なります。このため、すべての契約が 11.7%の引上げとなる訳ではありません。

◎なぜ、平均で 11.7%の引上げが必要となったのですか？

- ▽ 現行の基準料率（平成 20 年 4 月 1 日改定）は、保険金をお支払いするための資金に余裕が見込まれていたため、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間、この資金を保険料の引き下げという形で契約者に還元することとしていました。このため、本来必要となる保険料よりも、低い保険料としていました（保険金の支払いにあてられる部分としては約 25%）。
- ▽ しかし、今般の自賠責保険の収支状況の検証により、現行の基準料率を算出したときの予測と比較して、支払保険金が増加した結果、収支が悪化することが判明しました。
- ▽ そのため、現行の保険料では、当初予定していた平成 25 年度を迎える前に、保険金をお支払いするための資金が不足する状況となりました。そこで、「平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間の収支を均衡させるための計算期間とする」とする考え方はそのままとしたうえで、平成 20 年 4 月 1 日改定時の見込みとの乖離が明らかとなった部分につき、これを調整するため、平均で 11.7%の引上げが必要となりました。

◎なぜ、収支が悪化したのですか？

- ▽ 現行の基準料率を算出したときの予測と比較して、後遺障害を負った方などに対してお支払いする保険金が想定していた以上に多かった（約 1,300 億円）ことなどから、支払保険金が増加したためです。
- ▽ そのため、現行の保険料では、当初予定していた平成 25 年度を迎える前に、保険金をお支払いするための資金が不足する状況となりました。

届出内容の詳細につきましては、「自賠責保険基準料率に関する届出のご案内」をご参照下さい。